

宣 言

「全国中小小売商団体連絡会」は、全国各地域において地域住民の生活を支え、また地域コミュニティの一員として、地域社会への貢献や地域経済の発展に資するため活動している8つの中小小売商業者団体で構成する組織である。

現在、中小小売商業者は、令和元年10月に実施された消費税率引上げによる消費購買意欲の減退、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症による消費の大幅な落ち込み等の影響を受け、過去に経験のない難局に直面している。

このため、政府においては新型コロナウイルス感染症の早期収束に引き続き取り組むと共に、苦境にある中小小売商業者に対し短期的・長期的の両面において、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 中小小売商業者への事業継続支援と消費喚起策の実施

- (1) 厳しい状況にある中小小売商業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を踏まえた資金供給支援拡充、売上減少要件等を緩和した形での持続化給付金、家賃支援給付金等の実施と手続き簡素化、雇用調整助成金の特例措置延長、国税・地方税等の納税猶予、減免措置拡充等を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染予防と経済の両立を進めるため、ワクチン接種の加速化等を進めるとともに、個人消費を喚起するために、Go To 商店街等のキャンペーン事業の複数年にわたる実施・拡充及び最大規模となるプレミアム商品券事業の実施を検討すること。

2. 地域住民の生活を支え地域の社会経済に貢献する中小小売商業者への支援

- (1) 地域の持続的発展に向けて中小小売商業者等が行う街の環境・施設整備、賑わい創出等、多様性のあるまちづくり創出への支援策を講じること。
- (2) 新しい生活様式に対応するためのデジタル化、キャッシュレス化等を推進するための地域基盤整備支援と人材育成、専門家派遣等のソフト支援を講じること。

3. 中小小売商業者に対する各種優遇税制の維持と拡充

- (1) 消費税関連について
 - ① インボイス制度は、中小小売商業者に過度な事務負担、免税事業者の取引からの排除の可能性が高いことから、十分な検証を行い、実施の是非は慎重に検討すること。
 - ② 小規模・零細事業者の事務負担を軽減するため、簡易課税制度及び事業者免税点制度を維持するとともに、適用事業者の範囲拡大、免税点の引き上げを図ること。
- (2) 法人事業税外形標準課税の中小企業への適用について
外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業には適用しないこと。
- (3) 中小企業関係税制の特例制度の延長等について
少額減価償却資産の取得価格損金算入特例措置、欠損金繰戻還付制度、交際費の損金算入特例措置の着実な延長と事業承継税制、デジタル化関連税制の拡充を図ること。

令和3年11月29日

第20回中小小売商サミット